

1. 調査研究のテーマ、概要

調査研究のテーマ	自他の人権を守るための実践行動をとることにつながる意識・意欲・態度の育成
----------	--------------------------------------

○調査研究のテーマを設定した目的

本県の人権教育課題のうち、次の3点について改善を図る必要がある。

- ・ 各教科や総合的な学習の時間、特別活動等のそれぞれの特色を踏まえ、教育活動全体を通じて、児童生徒の人権感覚を育成する。
- ・ 自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができ、具体的な態度や行動に表すことができる児童生徒を育成するための教育活動の充実を図る。
- ・ 地域の実情や児童生徒の発達段階などを踏まえ、個別的な人権課題を取り上げた学習の充実を図り、知的理解を深める。

児童生徒が、様々な人と関わり合う中で、自分のよい面を認識し、自分自身の存在をかけがえのない大切なものとして肯定的に捉えることが、他者の存在を尊重する姿につながると考える。そこで、学校においては「人権教育の観点」を明確にするとともに、多様な他者の考え方に触れ、互いを認め合うことのできる活動を意図的、計画的に行い、児童生徒が確かな人権感覚を身に付け、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認め働きかける「人間関係づくり」（「行動力」を身に付けた姿）を目指す必要がある。また、個別的な人権課題を取り上げた学習を通して、児童生徒一人一人が学習する人権課題を自分の問題として捉え、自己の生き方を考える契機となるような学習の充実を図ることによって、人権に関する知的理解を深め、確かな人権感覚を育まなければならない。一方、学級及び学校生活において、自分が一人の人間として大切にされているという実感をもつことができるときに、自他を尊重しようとする感覚や意志が芽生え、育っていく。そのため、自己を見つめ、自身の生き方を考える機会や、仲間との関わりを通して人権感覚を磨いていくことが必要である。これらの課題を改善する取組を行うことにより、一人一人の人権意識を高め、自分を大切にするとともに多様な他者の見方や考え方を尊重し、それらを様々な場面で行動に表すことができると考えている。

児童生徒が主体的かつ協働的に取り組む活動及び個別的な人権課題について主体的に調べ、自分達にできることを考え、実践する授業づくり等の研究実践の効果を検証し、その成果を県内に広めることで県全体の人権教育の充実を図っていく。

○調査研究の概要

自他の人権を守るための実践行動をとることにつながる意識・意欲・態度の育成に向けて、教育活動全体で多様な他者の見方や考え方に触れ、互いに理解し合うことの大切さを実感できるようにする。

地域にみられる身近な人権課題を取り上げ、教科等横断的な視点から教育課程を編成し、効果的に学習を進められるようにしていく。また、人権尊重を視点とした「対話的」「協働的」な学びを充実させるための授業改善や人権尊重の視点を大切にした児童生徒会活動の充実を図ることで、日常生活とつなげて児童生徒の人権感覚を養う人権教育を推進する。

2. 基本情報

研究指定校の概要

○学校名

白川村立白川郷学園

○これまでの研究指定等の状況

特になし

○学級数

10学級（うち、特別支援学級：1学級）

○児童生徒数（R.6.1.10）

全児童数：113名

○URL

<http://school.shirakawa-go.org/>

○指定理由

学園のある白川村は、1995年に白川郷・五箇山の合掌造り集落として、ユネスコの世界遺産（文化遺産）に登録された。それを支えてきたものの一つに、地域の厳しい自然条件下で住民同士が助け合う「結（ゆい）」の精神がある。学園の児童生徒も、屋根の葺き替えやどぶろく祭り等にも参加し大人と共に互いに助け合う風土の中で生活してきた。一方で、保育園から学園卒業まで同じ仲間と生活しているため、固定化された人間関係に起因するひやかしやからかい、仲間外しといったトラブルも発生している。そうした状況を踏まえ、学園では児童生徒会が中心となって「白川郷学園人権宣言（令和3年2月）」を策定したり、呼名時の「さん付け」をはじめとする行動目標を明確にする「人を大切する集会（令和4年10月）」を開催したりするなど、自他の人権を守るための取組を行ってきた。

また、学園では、「ひとりだち」を学校の教育目標に掲げ、義務教育学校として、村民の協力のもと、9年間を見通した特色のある教育活動を行っている。1～9年生の異学年集団による「結（ゆい）クラス（以下、結クラス）」の活動や村民学（総合的な学習の時間）を教育課程の中心に据え、教科等横断的な視点から、教育活動全体と関連付けたカリキュラムの編成をしている。このような、義務教育学校の特色を生かした教育活動を、人権尊重を視点としてさらに深化させることで、9年間を見通した「自他の人権を守るために実践行動をとることのできる意識・意欲・態度の育成」のための取組ができると考えた。

○取り組んだ人権課題について

該当するものに○印、最も主要な人権課題1つに◎印を付与

①子供	
②女性	
③高齢者	
④障害者	
⑤ <u>同和問題</u>	○
⑥ <u>アイヌの人々</u>	
⑦ <u>外国人</u>	◎
⑧- 1 HIV 感染者等	
⑧- 2 <u>ハンセン病患者等</u>	
⑨刑を終えて出所した人	
⑩犯罪被害者等	○
⑪インターネットによる人権侵害	○
⑫北朝鮮当局による拉致問題等	○
⑬性的指向、性自認	
⑭その他（ いじめ ）	○

3. 調査研究の内容等

○調査研究の内容

自他の人権を守るための実践行動をとることにつながる意識・意欲・態度の育成に向けて、義務教育学校の特質を生かし、9年間を見通した教育活動全体で多様な他者の見方や考え方に触れ、理解することの大切さを実感できるようにする。そのために、以下の3点を重点として取り組んだ。

- ① 地域にみられる身近な人権課題を正しく理解するための教材開発（重点課題「外国人」）
- ② 人権尊重を視点とした「対話的」「協働的」な学びを充実させるための授業改善
- ③ 「白川郷学園人権宣言」を土台とし、人権尊重の視点を大切にした児童生徒会活動の充実

①について、ユネスコの世界遺産である白川郷には、多くの外国人観光客が訪れることから、重点課題として「外国人」を設定した。白川郷に訪問する外国人観光客に対して、児童生徒が観光ガイドをする中で、外国の文化や考え方に触れる活動や、教科等横断的な視点で作成した指導計画に基づく他国の特色や文化、歴史を学ぶ活動の充実によって、自他の違いを理解し、互いの文化を尊重しようとする意識・意欲・態度の育成を図った。

その他にも、学園の特色である異学年交流活動「結クラス」や白川村の特色やそこに生きる人について学んできた「村民学」、人権尊重の視点でさらに発展させ、実践を積み重ねていくことを通して、自他の人権を守るための実践行動をとることにつながる意識・意欲・態度の育成を図った。

○実施方法

①地域にみられる身近な人権課題を正しく理解するための教材開発（重点課題「外国人」）

9年生を中心に、白川村ジュニア観光大使として白川郷の観光ガイドを行ってきた経験を生かして、主体的に外国人観光客の方と関わる活動として、英語学習の視点も踏まえて、白川郷合掌集落外国人観光客へのガイドに挑戦した。

ア、外国人に対して観光ガイドをしている方からガイドの心構えを学んだ。

イ、白川郷の合掌造りの紹介文を作成する際、相手の立場を尊重したコミュニケーション（特に聞き方の表現）を大切にしよう工夫を重ねた。

ウ、春の観光シーズン（5月）に、相手に伝わりやすい英語表現を用いた観光ガイドを行う。

外国人の方との交流の場として、JICA事業で日本に派遣された東ティモールの教育関係者（9名）との交流会を設定した。自分たちの紹介だけでなく、相手のことも知りたい

と考え自分達で東ティモールについて調べたり質問をしたりした。互いの文化の違い等を知る中で、感じたことを伝える活動を行った。

上記の他、今年度取り組んだ個別的な人権課題については、以下のとおり実施した。

人権教育を視点に整理した教育活動（一部）

- 特別活動 ・学級目標づくり ・学級人権宣言づくり ・結トーク等（こどもの人権）【全学年】
・全校学活～タブレットの使い方を見直そう～（インターネットによる人権侵害）【全学年】
- 社会科 ・人権サミット報告集会（北朝鮮当局による拉致問題等）【全学年】 ・国際交流を生かしたまち（外国人の人権）【4年】 ・今に伝わる室町文化・明治の国づくりを進めた人々（同和問題） ・新しい日本平和な日本へ（外国人の人権）【6年】 ・江戸幕府成立と対外政策（アイヌの人々） ・二度の世界大戦と日本（同和問題） ・現代社会の特色と私たち（外国人の人権） ・個人の尊重と日本国憲法（アイヌの人々・同和問題）
- 体育 ・保健「感染症」（ハンセン病患者等）【6年】
- 村民学 瀬音さくら山荘との交流（高齢者の人権）【1・2年】 ・東ティモール交流【8年】（外国人の人権） ・萩町集落での観光ガイド（外国人の人権）【6年生】 ・全校遠足での外国人観光客とのコミュニケーション（外国人の人権）【全学年】

②人権尊重を視点とした「対話的」「協働的」な学びを充実させるための授業改善

本校は、飛騨教育事務所研究指定校として、研究テーマ「先を読む力」の育成に向け、9年間を見通した主体的・対話的で深い学びの充実にむけた授業改善を推進してきた。人権教育に関わっては、仲間との意見交流の場面で「自分と他者との意見の相違点を見出すこと」「自分と違う見方や考え方を大切にすること」を各学級、各教科で大切にして指導を重ねてきた。

③「白川郷学園人権宣言」を土台とし、人権尊重の視点を大切にした児童生徒会活動の充実

【白川郷学園人権宣言】

私たちは、差別や偏見のない温かい村、笑顔あふれる学園にするため、ここに宣言します。

- 一、仲間のことを自分のこととして考え、やさしい言葉かけや思いやりのある行動をします。
- 一、自分がされて嫌なことは、絶対にしません。
- 一、情報を正しく認識し、自分にできることを考え、行動します。
- 一、人権を大切にするために、一人一人が願いをもち、話し合いを続けます。
これからも、よりよい村や学園を目指し、心を磨き続けます。

この宣言は、新型コロナウイルス感染症の不安がある中、当時の児童生徒会による「差別のない村・学園にしたい」という願いのもと、令和3年2月に制定し、今も朝の会で朗唱している。その一方で、からかいや仲間外し等で寂しい思いをする仲間がいるという実態がある。そのため、児童生徒会が中心となって宣言を朗唱するだけでなく、内容について意見を交流し、宣言を「行動」で示すことができるよう、全校児童生徒による取組を行った。

<白川郷人権宣言を「行動」につなげていく取組（令和5年度）>（参考資料②）

ア、白川郷人権宣言が守れているかどうかのアンケートを実施した。（6・12月）

イ、アンケート結果（実態）に基づいて、児童生徒会が中心となり、人権宣言を「行動」で示すための意見交流の視点を考え、全校に伝達した。（10・11月）

ウ、児童生徒会の提案を受け、各学級で「人権学活」を行い、学級の人権宣言を決定した。（11月）

エ、結トーク（1～9年の異学年班の意見交流）にて、少人数交流による自分の学年の「人権宣言」やその意義について交流した。（12月）

オ、再度全校集会を開催し、各学年の「人権宣言」とその後の変容を共有した。（1月）

4. 検証・評価・改善・普及

① アンケート及び事後の感想による検証・評価

「自他の人権を守るために考え、行動できる子の育成」に向け、人権教育における「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」に関わるアンケート及び各活動時に記述した感想を参考にして、児童生徒の変容について分析した。

ア、知識的側面		※6年生～9年生	
【質問】 世の中の人権問題について、自分の知っているものを選んでください。	6月アンケート	⇒	12月アンケート
⑦外国人の方【重点】	35%		57%
⑤同和問題	35%		53%
⑪インターネットによる人権侵害	57%		67%
⑫北朝鮮当局による拉致問題等	25%		64%

12月のアンケート結果から、今年度取り組んだ人権課題（上記）は、特に認知の増加がみられた。その他の人権課題においても取り上げ方の軽重に関わらず、知識的側面の高まりがみられた。人権に関わる様々な取組が、他の人権課題への興味・関心につながり、「人権」という視点で物事を捉えようとする意識の高まりがみられた。一方で、明らかな数値の上昇はみられるものの、「なんとなくわかる」状態から「より身近な人権課題」として捉えていくためにも、来年度以降も教育活動全体を通して継続して取り組んでいく。

イ、価値・態度的側面		※6年生～9年生	
項目	6月アンケート	⇒	12月アンケート
いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか	「そう思う」 82%		「そう思う」 92%
自分の考えだけでなく、相手の考えも聞いて行動することは大切だと思いますか	「そう思う」 78%		「そう思う」 93%
仲間とかかわる時、仲間の気持ちを考えていますか	(12月結果) 「そう思う」71% 「どちらかと言えばそう思う」29%		

社会科などの教科や特別活動、人権に関わる集会、外国人の方との交流等、様々な活動を通して、他者理解の大切さや他者の人権や思いも大切にしたいという思いの高まりが顕著に感じられた。特に、「相手の考えも聞いて行動する」という相手意識は、学園の仲間だけではなく、地域や外国人の方など全ての人が対象であるという広い視

野をもつことにつながった。

ウ、技能的側面 ※ 6年生～9年生

本校における取組項目	12月アンケート		
4つの学園人権宣言を守っている「できた」	平均 60% (12月：全て 4～6%増加)		
「さん付け」に関する認識と行動について	6月アンケート	⇒	12月アンケート
「さん」を付けて呼ぶことの必要性の理解	93%		93%
相手を「さん」をつけて呼んでいますか	60%		42%

児童生徒会による「白川郷学園人権宣言」を意識し、行動につなげるという目標は、一定の高まりがみられた。「100%守れた」と実感できる取組を継続していきたい。

「さん付け」に関するアンケート結果から、相手の名前を「さん付け」で呼ぶことは人権の視点から必要であると理解しているものの、実際に行動できていないという状況が明らかになった。このことが、認識と行動のズレについて考える機会となり、身近な課題から偏見や差別の解消につながるものと考え。来年度も児童生徒会を中心に取組を続けていきたい。

今年度の実践の検証により「自他の人権を守るために考え、行動できる児童生徒の育成」に向けて、人権教育の3つの側面（正しく知り、考え、行動する）を並行して積み重ねていくことが効果的であると示された。

②年間指導計画の改善（参考資料③）

本校の人権教育の目標の具現に向けて、人権に関わる様々な活動を重ねる中で人権尊重の意識や行動力を高める計画を作成した。実践を重ねるにつれ、それぞれの活動にその意義や関係する人々の思いに触れるための事前及び事後の指導こそ重要であることに気付いたことで、連続性のある活動を新たに設定しながら実践を進めた。来年度は活動を精選し、その活動の連続性を重視することによって、児童生徒の成長に一層つながるよう、計画的に実践を行っていく。

③事業実施による成果や課題の他地域への普及・啓発

学校だよりにおいて、他の行事と同じように人権教育に関わる活動も保護者や地域にも発信した。今年度は、人権だより「みんなの人権を守るために」を発行し、保護者や地域の方が子どもたちと一緒に人権教育を推進していくことをお願いした。取り組みについては、HPにも掲載している。また、研究成果については、令和5年度に行った取組の詳細を冊子にまとめたものを県内の教育機関に送付をする。

5. 人権教育に係る年間指導計画

6. 推進体制

